

墨田区のお知らせ2012.4.21 NO.1672 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2面…放射線測定器の貸出し
- 3・4面…講座・教室・催し

すみだと全国の旬間歳時記

●4月27日：本所防災館(横川4-6-6)がオープンした日

平成7年のこの日、地震や風水害の体験学習を通じて、防災についての知識・行動力を身に付けることができる本所防災館がオープンした。同館では今月から、防災教育動画「3.11 私たちは何を体験したのか」を上映している。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

あなたの寄付が、地域のまちづくり活動を育てます 墨田区協治(ガバナンス)まちづくり推進基金

区では、“地域をもっとよくしたい”という皆さんの思いを“寄付”という形にして、区民の皆さんが主役のまちづくり活動を応援する新しい仕組み「墨田区協治(ガバナンス)まちづくり推進基金」を今月から設置しました。この基金を活用し、地域で互いに支え合う「協治(ガバナンス)によるまちづくり」を実現しましょう。

寄付を通じて地域貢献を

区内では、防災・防犯・環境・福祉・子育てなど、地域の課題解決に向けた様々なまちづくり活動が行われています。しかし、資金の確保が難しく、新たな活動に取り組むことができない場合もあります。一方で、「地域のために、何らかの形で貢献したい」という思いを持っている区

民の皆さんや事業者の方々もいるのではないのでしょうか。

区では、その両者をつなぐ新しい仕組みとして、「墨田区協治(ガバナンス)まちづくり推進基金」を今月から設置しました。この基金は、皆さんのもつ地域貢献への気持ちを寄付という形にし、区の財源とともに積み立てるものです。そして、「まちづくり提案事業」として、審査会の

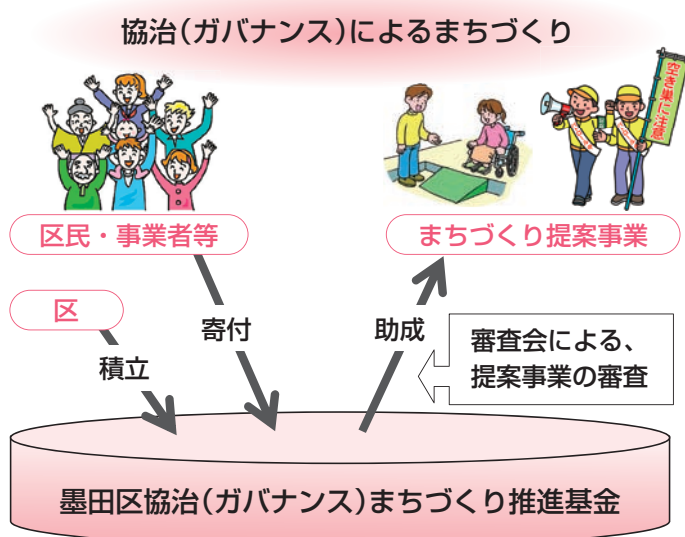


審査を経て、公共性の高いまちづくり活動に対し、助成を行います。

区民の皆さんと区がともに考え、行動し、地域の課題を解決する「協

治(ガバナンス)によるまちづくり」を実現するため、皆さんの寄付で地域のまちづくり活動を応援していきます。

■基金の仕組み



■基金を活用した「まちづくり提案事業」の流れ

4月	基金への寄付の受入れ開始
6月ごろ	審査会の設置、提案事業の募集要項の決定
7月・8月	提案事業の募集、審査会での公開プレゼンテーション等による審査
9月ごろ	助成する提案事業の決定・公表
9月～平成25年3月	提案事業の実施
事業実施後～25年5月ごろ	提案事業の実施報告書の提出、実施報告会の開催

④ 提案事業の詳細は、募集要項を決定次第、区ホームページ等でお知らせします。

「墨田区協治(ガバナンス)まちづくり推進基金」への寄付にご協力ください

【寄付の方法】▶直接＝寄付申出書と寄付金を問合せ先へ ▶振り込み＝寄付申出書を郵送または、ファクス、Eメールで問合せ先へ(返送する納付書で振り込み) *寄付申出書は、問合せ先で配布しているほか、区ホームページから出力可

- | | | | |
|---|--|--|--|
| 特徴1
寄付の活用先について、防災・防犯・環境・福祉・子育て等、活動分野を希望することができます。(ただし、ご希望に添えない場合もあります。) | 特徴2
寄付をしていただいた方全員へ、礼状をお送りします。また、寄付金額が、3万円以上の場合は協力証を、30万円以上の場合は感謝状を贈呈します。 | 特徴3
寄付をしていただいた方の氏名・団体名・事業者名・寄付金額を区ホームページに掲載します。なお、匿名での寄付も可能です。 | 特徴4
税の優遇措置として、寄付金控除の対象となります。 |
|---|--|--|--|

「まちづくり提案事業」の審査会の区民委員を募集します

【内容】助成する「まちづくり提案事業」の審査(年5回程度)など**【対象】**区内在住で20歳以上の方**【任期】**区長が委嘱した日から2年間**【募集数】**若干名(選考)**【選考方法】**書類選考**【申込み】**住所・氏名・年齢・職業・電話番号・地域活動の経歴・区政への参加状況と、「区民による自主的・主体的なまちづくり活動」(応募動機・抱負を含む)をテーマとした作文(800字～1200字程度で書式自由)を直接または郵送、Eメールで5月10日(必着)までに問合せ先へ

区民の皆さんに親しんでいただけるよう、基金の愛称を募集します

【愛称の例】すみだの元気応援基金、すみだ夢づくり基金、墨田区いきいきファンなど**【応募方法】**愛称・住所・氏名・電話番号を直接または郵送、ファクス、Eメールで5月20日(必着)までに問合せ先へ

【問合せ】〒130-8640 区民活動推進課区民活動推進担当(区役所14階) 公5608-6202・FAX5608-6934・EメールKATSUDOSUISHIN@city.sumida.lg.jpへ *基金に関するリーフレットは、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所、図書館などで配布しているほか、区ホームページから出力可